

# 公営住宅・単身者住宅 入居者募集

## ■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入の上、下記書類を添付し申し込みください。

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

## ■申込締切 3月13日(金)

## ■その他

入居が決定した場合、町内在住の所得のある方2名の連帯保証人（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

## ◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎56-2111(内線242・243)  
 鬼鹿支所 ☎57-1111  
 達布支所 ☎58-1111

## ■公営住宅

■第2旭団地（小平町旭町3）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S41建築 (S63年改善)	2DK	41.2㎡	1戸	8,200円～13,600円
②S41建築 (H1年改善)	2DK	49.4㎡	1戸	9,800円～16,300円
③S42建築 (H4年改善)	2DK	43.6㎡	2戸	9,500円～15,700円

■新町団地（小平町新町2）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S55建築	3DK	66.9㎡	1戸	15,700円～26,100円

■高台団地（鬼鹿港町）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①S58建築	3LDK	70.9㎡	1戸	16,600円～27,400円
②S61建築	3LDK	67.6㎡	1戸	16,500円～17,300円
③H4建築	3LDK	74.7㎡	1戸	21,400円～35,400円

※家賃は家族構成や収入によって変動します。  
 ※入居資格は住居に困窮しており、収入基準月額が原則として20万円（本年4月より15万8千円）を超えないこととなっています。  
 ※詳しくはお問い合わせください。

## ■単身者住宅

45歳未満の独身又は単身者（単身赴任等）が入居できます

■学園団地オニィー（鬼鹿港町）				
建築年	間取	面積	戸数	家賃
①H7建築	1LDK	49.9㎡	2戸	27,000円
②H9建築	1LDK	49.9㎡	1戸	29,000円

## 公営住宅法施行令が改正されました

公営住宅法施行令が改正され、平成21年4月分から、新たな基準で家賃算定がされます。

### 【改正の背景・目的】

公営住宅の入居収入基準は平成8年以降見直されておらず、世帯所得の変化等に対応していません。そのため、住宅に困窮する低所得者層の入居希望者が入居できない状況にあります。こうした状況を踏まえ、公営住宅を住宅困窮者に公平・的確に供給するため必要な見直しを実施します。

### 【改正内容】

- ① 収入超過者の収入基準（政令月額）……………20.0万円 → 15.8万円  
 ※現在は20万円ですが、平成21年4月からは15万8千円を超えると収入超過者になります  
 ※ただし、適用を5年間猶予します
- ② 裁量階層の収入基準（政令月額）……………26.8万円 → 21.4万円  
 ※現在は26万8千円ですが、平成21年4月からは21万4千円を超えると裁量世帯から除外されます
- ③ 高額所得者の収入基準（政令月額）……………39.7万円 → 31.3万円  
 ※現在は39万7千円ですが、平成21年4月からは31万3千円を超えると高額所得者になります  
 ※ただし、適用を5年間猶予します
- ④ 規模係数の算出に使用する基準床面積……………70㎡ → 65㎡  
 ※規模係数を算出するための基準床面積が65㎡になると規模係数が上昇するため家賃が上がります
- ⑤ 収入基準と家賃算定基礎を次表のとおり見直し

改正前			改正後		
区分	入居者の収入	家賃算定基礎	区分	入居者の収入	家賃算定基礎
I	123,000円以下	37,100円	I	104,000円以下	34,400円
II	123,000円超 153,000円以下	45,000円	II	104,000円超 123,000円以下	39,700円
III	153,000円超 178,000円以下	53,200円	III	123,000円超 139,000円以下	45,400円
IV	178,000円超 200,000円以下	61,400円	IV	139,000円超 158,000円以下	51,200円
V	200,000円超 238,000円以下	70,900円	V	158,000円超 186,000円以下	58,500円
VI	238,000円超 268,000円以下	81,400円	VI	186,000円超 214,000円以下	67,500円
VII	268,000円超 322,000円以下	94,100円	VII	214,000円超 259,000円以下	79,000円
VIII	322,000円超	107,700円	VIII	259,000円超	91,100円

今回の改正により家賃が上がる方がおります。既入居者で家賃が上がる方は、**激変緩和措置として5年間で段階的に新家賃へ移行すること**になっております。（近傍家賃入居者を除く）